

報告第2号

専決処分（沖縄県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

記

1 専決処分手項

沖縄県市町村総合事務組合の加入市町村等の変更について

2 専決処分した理由

沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の南部広域行政組合、糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）が、平成30年4月1日に統合及び名称の変更をするため。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合同規約（昭和50年沖縄県指令総第439号）の一部を変更する規約（別紙）を下記の理由により専決処分する。

平成30年2月23日

南風原町長 城 間 俊 安

（専決処分した理由）

沖縄県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の南部広域行政組合、糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合、島尻消防、清掃組合（清掃事務のみ）が、平成30年4月1日を機に統合及び名称の変更をするため、別紙のとおり沖縄県市町村総合事務組合同規約を変更する。

沖縄県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

沖縄県市町村総合事務組合同規約（昭和50年沖縄県指令総第439号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「倉浜衛生施設組合、東部清掃施設組合」を「倉浜衛生施設組合」に、「島尻消防清掃組合」を「島尻消防組合」に、「中城北中城消防組合、糸満市・豊見城市清掃施設組合」を「中城北中城消防組合」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「倉浜衛生施設組合、東部清掃施設組合」を「倉浜衛生施設組合」に、「本部町今帰仁村清掃施設組合、糸満市・豊見城市清掃施設組合」を「本部町今帰仁村清掃施設組合」に、「島尻消防清掃組合」を「島尻消防組合」に改める。

別表第2第3条第2号に関する事務の項中「倉浜衛生施設組合、東部清掃施設組合」を「倉浜衛生施設組合」に、「島尻消防清掃組合」を「島尻消防組合」に、「中城北中城消防組合、糸満市・豊見城市清掃施設組合」を「中城北中城消防組合」に改める。

別表第2第3条第3号から第7号までにに関する事務の項中「島尻消防清掃組合」を「島尻消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。